



社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター

2011. 4. 1

計画停電等、間接的な影響を受けている 外食企業も危機対応融資制度の対象に！

東日本大震災の影響により、計画停電等で売上減など間接的な影響を受けている外食企業も4月1日より危機対応融資制度の対象となりました。

- 対象者：東日本大震災後の計画停電等、間接的な影響を受け、来店客数の減少、食材費のコストアップ等で業績が悪化している企業（中小企業および中堅・大企業）。
- 支援措置：①中堅・大企業には長期資金
②中小企業には短期資金
が、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫より貸付可能となります。
※貸付限度額等については、個別審査によります。

なお、「資本金 5000 万円以下又は常時使用する従業員 50 人以下」の中小外食企業には3月29日付け JF ニュースレターでご案内の「※セーフティネット保証」も適用されています。

※セーフティネット保証

以下の①か②を満たし、市区町村長の認定を受けた中小外食企業

- ①最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。
- ②平成23年東日本大震災の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

今回ご案内の危機対応融資制度は、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の本支店において申請を受け付けるものですが、外食企業に対してこれら金融機関の窓口でスムーズな審査・貸付が実行されるよう、協会は財務省・農林水産省に強く申し入れていることを申し添えます。

<危機対応融資関連リンク>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/index.html>（中小企業庁）

<http://www.shokochukin.co.jp/corporation/raise/kind/government/>（商工中金）

<http://www.dbj.jp/index.html>（日本政策投資銀行）

※この件のお問い合わせは協会：関川・石井（03-5403-1060）までお願いいたします。